

議 第 1 0 号 議 案

富士見市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

富士見市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年条例第16号）の一部を改正する条例を制定したいので、別紙のとおり、地方自治法第112条及び富士見市議会会議規則第13条の規定により、提出します。

令和2年6月2日提出

富士見市議会議長 篠 田 剛 様

提出者 富士見市議会議員

関野兼太郎

賛成者

同

津波信子

同

今成優太

同

川畑勝弘

同

根岸 操

同

伊智田 幸正

提 案 理 由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う市民生活、地域経済等への影響を鑑み、一層の支援が必要なことから市議会議員の報酬の額を一定の期間減額するため、富士見市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出します。

富士見市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例

富士見市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 7 議長、副議長及び議員の議員報酬の額は、令和2年7月1日から同年9月30日までの間、第2条各号の規定にかかわらず、同条各号に定める額からそれぞれその額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。